

○財務省告示第二百五十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年八月七日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年九月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
（第二十二回）
利付国庫債券（物価連動・十年）
二 発行の根拠
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項
三 振替法の適用
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札の募入の決定をした後
に行われる入札であつて、財務
大臣が各国債市場特別参加者ご
とに応募限度額を定めるものに
よる発行（以下「国債市場特別
参加者・第Ⅱ非価格競争入札発
行」という。）

五 募入決定の

イ 価格競争 入札発行

各申込みのうち応募額を順次割り
も申込みのうち応募額を順次割り

十	十		九	八					七						六							
一	一								イ						イ				ロ			
発	発		振	最					払						発							
行	行		替	低	行	争	非	者	特	国	入	価	込	行	争	非	者	特	国			
価	行		単	額	入	札	札	・	別	債	札	格	金	札	入	札	・	別	債			
格	日		位	面	札	発	競	第	参	市	発	競	額	行	札	競	第	参	市			
				金	発	競	Ⅱ	加	場	場	行	争		行	発	競	Ⅱ	加	場			
額	平	す	の	振	十				二	円	四			額	額				込	募	各	当
面	成	る	の	替	万				百		千			面	面				み	限	国	て
金	二	。〃	整	法	円				八	億	百			金	金				の	度	債	る
額	十		数	の					億	五	七			額	額				の	の	市	。
百	九		倍	規					五	百	十			で	で				範	場	特	
円	年		の	定					百	四	五			百	千				圍	別	加	
に	八		金	に					十	五	億			九	九				内	参	者	
つ	月		額	は					五	万	千			十	百				に	加	ご	
き	七		に	よ					万	円	二			九	九				お	と	と	
百	日		よ	る					円		百			十	十				い	の	の	
四			る	最							七			四	億				て	各	申	
円			も	低							十			億	円				各	申	応	
五			の	額							万								申	各	申	
十			と	金															申	各	申	

の払込み

払込金額に加え、次の算式により
計算出した金額を第十二号によ
り算出する日に払い込むものと
規定する。

$$\text{額面金額の総額} \times 1.00482 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{150}{365}$$

十六 初期利子

平成二十九年九月十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十八号において規定
する期日について同じ。）。

$$\text{第十四号の規定により算出された} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十四号における想定元金額

十七 第二期利子

毎年三月十日及び九月十日を支
払期とし、各支払期において、
次の算式により算出した金額を
支払う。

$$\text{第十四号の規定により算出された} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十四号における想定元金額

十八 償還期限
十九 償還金額

平成二十九年三月十日

第十四号の規定により算出され
た償還期限における想定元金額
ただし、当該想定元金額が額面
金額を下回る場合には、額面金
額とする。

二十 元利金支

日本銀行

二十一 払場所支

財務大臣から通知を受けた者

者入札参加

二十二年 弘 込 期 日 平成二十九年八月七日